

氏 名	李 定垠 LEE Jeongeun	所属先都市・国名
		ソウル・韓国
研究テーマ	女性権利の制度化と現実化：韓国・日本の比較を通して Institutionalization and Realization of Women's Rights: Through the Comparison between Korea and Japan	
【所属】	ソウル大学女性研究所 研究員 Institute for Gender Research of Seoul National University (Researcher)	
【招聘期間】	2009年4月1日 ～ 8月26日	
【京都大学におけるカウンターパート】	落合恵美子（文学研究科 教授）	
【受講した主要受講科目名および担当教員名】	<ol style="list-style-type: none"> 日本語学際リレー講義「親密圏と公共圏の再編成」：落合恵美子、岩井八郎、吉田純、押川文子、若林直樹、新川敏光、杉本淑彦、小山静子、秋津元輝、稲垣恭子、松田素二、伊藤公雄 移民政策論：安里和晃 在外朝鮮人の近現代史：水野直樹 	
【研究上の成果】	<p>本研究は、国民国家の形成において国家の保障しはじめた権利の内容がいかなるプロセスを通じて現実化されたのかという問題を中心にして、日本と韓国の差異をあきらかにすることである。韓国では、国民国家の形成の時期をめぐるさまざまな議論が行われてきたが、女性の権利が制度的に保障されることになったのは、植民地解放以後、すなわちアメリカによる占領期からである。日本の場合も、明治維新の後天皇制を中心とした強力な国家の建設が推し進められる中、いろいろな改革が断行されたが、女性の権利につながる具体的な制度が定着したのは、韓国と同じく占領期からである。つまり、韓国と日本は占領期（ただし、韓国の場合は1945.9.8から1948.8.15までの3年間）を通して女性の権利伸張のための制度を設けることになった。では、韓国と日本において同じ時期に推し進められた女性の権利を向上するための制度は、その内容においてどのような類似性と差異性を示しているのか。制度化された女性の権利が現実的な意味合いをもちはじめたのはいつごろからであったのか。女性の権利が現実化される過程において、主に働いた要素は何であろうか。</p> <p>この問題を検討するに当たって、本研究は主に文献研究という方法を利用した。まず、一次資料として韓国と日本の占領期における女性関連法律を調べた。韓国に関しては、憲法成立から9回に渡って改正された項目の中で女性権利に関するものがどのように変化してきたのかを検討した。また女性問題を担当した最初の国家機関である婦女局から1988年政務</p>	

第2長官室まで、韓国における女性政策の変化を検討した。日本に対しては、大日本帝国憲法と日本国憲法、そして労働基準法において女性権利に関する項目を検討した。二次資料としては、占領期と憲法制定過程において女性権利及び政策などを取り扱った先行研究を検討し、それに加えて当時の国家女性政策関連機関で働いていた人々の証言も活用した。

以上のような、資料と先行研究に対する検討を行なった結果を概略的に提示すると次のようになる。

第一に、占領期に行なわれた女性の権利向上のための政策の内容をみると、韓国と日本との間で大きな差異は見られない。この時期では女性問題を担当する機関が政府の中に設置されたし、公娼制も廃止された。また女性参政権を実現するための議論が行なわれた。韓国における最初の女性政策機関は、1946年9月米軍政法令第107号婦女局設置令によって保健厚生部の中に設置された婦女局である。日本の場合は、1947年9月アメリカの労働省女性局をモデルにした婦人少年局が労働省の傘下組織として設置された。公娼制の廃止は、韓国より日本のほうが先で、日本における公娼廃止に関する連合国軍最高司令官覚書が1946年1月21日作成され、1947年1月15日先の覚書に基づき「勅令九号」が公布された。韓国では1947年8月8日公娼制度等廃止令（南朝鮮過度政府法律第7号）が制定された。女性に参政権を与え、男女平等や女性の地位向上を試みられたのも、韓国と日本は同じく占領期であった。

第二に、女性権利に関する項目は両国ともに憲法に具体化されていた。占領期から議論されてきた女性参政権は、憲法によって普通選挙権というかたちで保障された。女性参政権の外、韓国の憲法と日本国憲法で類似している女性権利項目は、性別による政治的・経済的・社会的に差別を禁止する、というものであった。両国の憲法で女性権利項目の差異をみると、日本のほうが韓国より母性保護と夫婦平等権が強調されている。このような日本の憲法が韓国のそれより具体的な内容を内包するようになったことについては、占領局の女性職員と日本の女性活動家との間の「女性政策同盟」で説明する論があるが、こうした主張の根拠は、憲法草案基礎委員会の人権委員会で活躍したベアテ・シロタが、母性保護に関する具体的な社会保障制度の構築に貢献したことに求められている。

第三に、しかしながら占領期で女性の権利向上と解放のための政策と、憲法に保障されている女性の権利との間には大きな隔たりがあった。すなわち憲法は依然として形式的な制度にすぎなかった。日本の婦人少年局には1948年5月婦人少年問題審議会が設置され組織的に整備されたものの、その組織は女性の権利向上には消極的であった。女性政策機構として女性関連の法令を制定できる権限を有していたにもかかわらず、1972年勤労婦人福祉法が制定されるまで、新しい法令は制定されず労働基準法の女性保護条項も改正されることなしに存続された。韓国の婦女局もその名称を変えながら婦女行政を担ってはいたものの、女性を保護の対象と統制の対象という二つのかたちで区分した上で、政府の役割は主に取り締まりや更正の対象としての女性を管理することに限定されていた。結局、占領期に設置された婦女局と婦人少年局は、アメリカ式の民主主義の価値を受け入れ、女性の人権と平等のため

の地位改善を打ち出すきっかけとなったが、実質的に女性の権利を向上し、また福利を増進する基盤の役割を果たすことはできなかった。公娼制廃止令に限っても、廃止令のみが公表されただけで、その後展開された私娼問題についてはいかなる対策も出さなかった。むしろ米軍のための私娼を暗黙的に認める雰囲気を作る役割を果たした。

また、憲法に保障されている女性の権利も国民国家の形式として導入されただけで、現実社会で実質的に女性の権利が保障されるまでは長い時間が必要だった。とりわけ、韓国と日本の場合、まず西欧の制度をとりあえず導入することが急務だったので、それが現実で実現されるためには、また別の努力と時間が必要だったのである。

韓国において女性の権利が現実化される過程は、民主化が進められる期間と重なる。つまり、1980年代の脱権威主義の流れの中で、女性問題も再び重要な課題として議論されることになった。それが1990年代に入って、実質的な女性権利の向上のための女性関連法案が新しく成立あるいは改正された。1988年、第二政務長官室が新たに女性政策を担当することをきっかけに、韓国における女性権利をめぐる議論は一方の進展を迎えることになったのだ。

一方、日本の場合、女性の権利が現実化される過程において重要なきっかけとなったのは、1975年の国際女性の年であった。日本は1975年女性政策を担当する国内本部として女性問題企画推進本部を総理部に設置し、その下に女性問題企画推進会議と女性問題担当室を配置した。1982年には女性差別撤廃委員会に加入し、国籍法や戸籍法を改正し男女雇用機会均等法の制定と労働基準法の改正を行なった。このように日本が国連の女性政策に呼应しながら国内の女性政策を見直すことになったのは、女性の権利が国際社会においてその国の文化的・社会的水準を図る指標と見なされた雰囲気とけっして無縁ではない。しかしながら、韓国も日本も女性差別撤廃協約を批准することによって女性関連の制度を整備したが、現実的に女性の権利向上をもたらしたのは女性自身が差別に対して再認識し、自らを権利の主体として見なす、いわゆる意識の変化であった。ただし、それは多くの国家との比較を通してさらなる検討が必要な問題である。本研究はそれを次の課題にしたい。

